

## 令和2年関川村議会4月（第2回）臨時会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和2年4月30日（木曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第 1号 令和元年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
  - 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（関川村監査委員条例の一部を改正する条例）
  - 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について（令和元年度関川村一般会計補正予算（第7号））
  - 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））
  - 第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号））
  - 第 8 議案第33号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第1号）
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第 1号 令和元年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
  - 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（関川村監査委員条例の一部を改正する条例）
  - 第 5 報告第 3号 専決処分の報告について（令和元年度関川村一般会計補正予算（第7号））
  - 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））
  - 第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号））
  - 第 8 議案第33号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第1号）
- 

### ○出席議員（10名）

1番	渡	邊	秀	雄	君	2番	近	壽	太	郎	君
3番	鈴	木	紀	夫	君	4番	伊	藤	敏	哉	君
5番	小	澤		仁	君	6番	加	藤	和	泰	君

7番	高橋正之君	8番	平田広君
9番	伝信男君	10番	菅原修君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	加藤弘君
副村長	宮島克己君
教育長	佐藤修一君
総務政策課長	野本誠君
住民税務課長	渡邊浩一君
健康福祉課長	佐藤充代君
農林課長	富樫吉栄君
教育課長	熊谷吉則君
観光地域政策室長	大島祐治君

---

○事務局職員出席者

事務局長	河内信幸
主幹	渡辺めぐ美

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和2年関川村議会4月（第2回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんのみに議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、近 壽太郎さん、10番、菅原 修さんを指名します。

---

日程第2、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年2月、3月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますのでご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第3、報告第1号 令和元年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、報告第1号 令和元年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

本日、臨時議会ということでお願いをいたしましたところ、皆さんご出席を頂きまして大変ありがとうございます。

まずは、新型コロナウイルスの関係でございますけれども、全国で猛威を振るっております新型コロナウイルスの感染対策につきましては、国による全国での緊急事態宣言、そして新潟県知事などによります東北・新潟緊急共同宣言など、移動を減らし、人と人との接触を減らす取組が全国的に展開さ

れているところがございます。村としましては、小中学校の臨時休校や村有施設を休館とするとともに、役場内におきましては会議室等に職員を分散配置するなど感染防止対策を進めてきたところでございます。全国に広がっています新型コロナウイルス感染を一刻も早く終息させなければなりません。議員の皆様はじめ村民の皆様には、引き続きご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

また、移動自粛によりまして、村内経済、特に温泉旅館や商店などが大きな打撃を受けており、村としましては、国や県の施策に加えまして、村の実情に応じた形でできるだけ早く緊急支援策、経済対策を講じてまいりたいと考えております。後ほど提案をいたします一般会計補正予算にそれぞれの事業を盛り込んでおりますので、慎重審議をお願いし、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、最初にお諮りいたします報告第1号でございますが、令和元年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額についてであります。

令和元年度予算のうち、令和2年度に繰り越して執行するものについて、地方自治法に基づき報告するものであります。

詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、繰越計算書をご覧いただきたいと思っております。

これらにつきましては、3月議会で議決いただきました補正予算の中でご説明をさせていただいておりますけれども、繰り返しとなりますけれども、概略のみ説明をさせていただきたいと思っております。

5款農林水産業費につきましては、女川の圃場整備の関係でございます。

6款商工労働費、これは道の駅へのパラソルの設置費でございます、既に設置しております。

7款土木費につきましては、消雪パイプの布設替工事、それから併せて関連の舗装工事、そして橋梁の補修の設計委託料でございます。

8款消防費につきましては、中東の消防積載車購入事業費でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（関川村監査委員条例の一部を改正する条例）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（関川村監査委員条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 関川村監査委員条例の一部を改正する条例は、条例が引用しております地方自治法の改正に伴い改正が必要となったものでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、一部改正の新旧対照表をご覧くださいと思います。

この監査委員条例の第2条につきましては、請求または要求があった場合には監査に着手しなければいけないという規定でございますけれども、その中の地方自治法第243条の2につきましては、職員の賠償責任の条文であります。この条文が法改正によりまして第243条の2の2というふうに変更しておりますので、このたび改正をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（令和元年度関川村一般会計補正予算（第7号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（令和元年度関川村一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 令和元年度関川村一般会計補正予算（第7号）は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきまして、総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、専決第1号、一般会計補正予算（第7号）をご覧くださいと思います。

この補正は、1,360万円を減額いたしまして、予算総額を46億5,350万円とするというものでござ

います。決算を迎えるに当たりまして最後の補正ということで、事業費の確定または実績に基づく補正でございます。

私からは基金の関係を少しご説明させていただきたいと思っております。

15ページをお願いいたします。

15ページ、歳入でございます。17款繰入金、基金繰入金でございます。令和元年度の当初予算では、財源確保のために各種基金を取り崩す予定にしておりましたけれども、最終的にはご覧の金額を戻し入れるというものでございます。よって、ふるさと応援基金900万円、これだけ取崩しを行いまして、ご覧の基金、財政調整基金をはじめ全て戻し入れるという予算組みでございます。

それから、24ページをお願いいたします。

歳出でございます。

5款農林水産業費2項林業費でございますが、積立金382万9,000円。これにつきましては、森林環境税が確定いたしまして482万9,000円入りました。そのうち100万円は事業のほうに充当いたしまして、残りの382万9,000円を積み立てるという予算でございます。

それから、6款商工労働費の積立てでございますけれども、まず商工観光振興対策基金4,300万円。これにつきましては、今後道の駅の整備等控えておりますので、4,300万円を積み立てるというものでございます。

それから、その下のスキー場対策基金管理費ということで622万5,000円のマイナスということでございます。基金に積むのをやめるということでございますけれども、これの経緯は、平成29年のときに沼の共有地の土地代を5年分まとめて支払うということになりました。その関係で基金を取り崩したのでありますけれども、昨年3月の補正でその分全部戻しております。しかしながら、そのときにはもう既に令和元年度の当初予算が編成が終わった後でしたので、この基金を戻すというのがまだ残ってございました。それで、このたび基金に戻す必要がありませんので、622万5,000円を減額するという予算組みをさせていただきました。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第4号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細について、健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 私のほうから、令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ1,140万円を減額いたしまして、総額を5億8,070万円とするものでございます。204ページをお開きください。

歳入の4款県支出金でございます。それから、6款繰入金、次のページは7款繰越金でございます。4款と6款、これにつきましては、歳出の206ページでございますが、保険給付費の決算見込みによりまして減額するものでございます。

歳入の205ページへ戻っていただきまして、7款繰越金でございます。これは30年度からの繰越金を実績によりまして追加補正するものでございます。それに伴いまして、歳出の5款基金積立金で基金のほうへ積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第5号 令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報

告をするものでございます。

詳細につきまして、健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、令和元年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350万円を追加いたしまして、総額を10億5,050万円とするものでございます。

404ページをお開きください。

歳入でございます。

3款国庫支出金からずうとめくっていただきまして、405ページの7款繰入金まで。これにつきましては、407ページの歳出でございますが、2款の保険給付費の実績見込みによりまして増減額するものでございます。

406ページへ戻っていただきまして、8款繰越金でございます。これにつきましては、30年度からの繰越金を実績によりまして増額補正するものでございます。

407ページをご覧いただきたいと思います。

1款総務費1目一般管理費でございますが、介護給付費準備基金へ2,950万円積立てをいたします。これが繰越金の財源となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

日程第8、議案第33号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、議案第33号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第33号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症対策としての国の特別定額給付金や村単独事業の村内経済対策費、そのほか国のGIGAスクール構想に基づき、小学校の児童1人1台のパソコン配備に向けたネットワーク整備などを補正するものでございます。

詳細について、総務政策課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第1号の補正予算をご覧いただきたいと思います。

このたびの補正につきましては、6億3,580万円を追加いたしまして、予算総額52億9,880万円とするというものでございます。

歳出の10ページから説明させていただきます。

2款総務費でございます。1項総務管理費1目一般管理費でございます。消耗品の100万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のために、アルコール消毒などを購入させていただきたいというものでございます。それから備品購入につきましては、体表面温度チェッカーということで24万4,000円。これは移動式なんですけれども、想定しているのは、役場の玄関のところに置きまして、来庁者がその機械に頭を近づけますと体温が自動で測られまして、熱がある場合は赤いランプがつくと、そういうような機械でございまして、それを1台購入したいというものでございます。

それから、7目地域振興費でございます。交通機関対策費、これにつきましては予算の組替えでございます。当初予算では、デマンド交通の関係で、12節の委託料にあるように交通委託料ということでタクシー業者さんをお願いするという予算組みになっておりましたけれども、国の陸運局の指導もございまして、18節にございます地域公共交通活性化協議会というのを立ち上げます。そこが運営主体になるというのが通常であるということでございました。よって、補助金に組み替えるという予算組みでございます。

それから、11ページ。10ページからまたがっておるんですけれども、特別定額給付金事業費でございます。これが国で進めております一律お一人10万円の支給費でございます。その関係経費を計上させていただきました。18節の補助金のところには、特別定額給付金ということで人口分5億4,060万円計上してございます。

それから、12ページ。3款民生費でございますが、ゆうあいの修繕料ということで、冷温水器、冷暖房が今効かない状態でございます。96万円で修繕したいということでございます。

それから、2項の児童福祉費につきましては、これも国の新型コロナの対策でございますけれども、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業ということで、12ページ、13ページに予算またがっておりますけれども、児童手当の受給者お一人1万円給付するという事業でございます。13ページの18節補助金にございますけれども、対象者530名分、530万円計上をしてございます。

5款農林水産業費2項林業費でございます。きのこ王国支援事業補助金371万円。これにつきましては、キノコ業者へのキノコ業者が行う冷暖房機のリース料の補助でございます。県が2分の1、村の付け足しはございません。事業者が2分の1出して行う事業でございます。県の補助のトクネ

ル補助でございます。

14ページに参りまして、6款商工労働費の1項商工観光費、そして2項労働費でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスの関係で大打撃を受けております村内事業者等、それから各家庭への支援ということで、それぞれ計上したものでございます。これにつきましては、別紙でお配りしておりますホチキス留めの3枚とじの資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ目の中段、2ですね。2番目の(1)商業活性化事業補助金ということで商工会への補助金1,300万円。これはプレミアム商品券の発行でございます。5,000円の商品券に1,000円のプレミアム、20%のプレミアムをつけまして発行するというものでございます。6月販売を予定しております、10月末まで使用可能ということです。それから、今回は1世帯当たり3万円分を上限として購入いただくと。それで、全世帯にそれを買える引換券を配布して、広く使っていただきたいという仕組みにしたいということでございます。3万円もし買っていただければ、6,000円のプレミアムがつくということでございます。プレミアム分1,140万円に事務費160万円を加えまして1,300万円を商工会へ補助するという予算でございます。

(2)雇用調整助成金活用促進補助金でございます。これは、雇用調整助成金の申請手続、ご本人ができればいいんですけれども、できない場合、社会保険労務士にお願いします。そのときに経費がかかりますので、その分は村が補助しようということでございます。10分の10の補助率で上限10万円、予算を200万円としてございます。

(3)観光事業継続支援補助金ということでございます。今回打撃を受けております温泉旅館でございますが、その経営を支援するために温泉の固定費等、例えば温泉の使用料であるとか光熱水費、そういったものの経費を、一部でありますけれども、村が補助しようということでございまして、1月当たり15万円を上限といたしまして3か月間行いたいということでございます。予算規模は585万円ということです。

それから、次のページ、お願いいたします。

(4)といたしまして飲食店応援事業補助金ということで、商工会への補助になります。2本立てになっておりまして、まず1つがデリバリーランチ補助ということで、これは事業所向けでございます。村内の事業所の皆さんが飲食店あるいは旅館から弁当を取っていただくと、そのときに格安で買えるという仕組みにいたしまして、具体的には、例えば880円の弁当を買えば500円で買える。その差額380円を村が見ましようということでございます。

それから、2番目の割引クーポン券発行事業でございます。これは一般家庭向けでございまして、同じく打撃を受けております飲食店あるいは旅館から、オードブルあるいは折詰を各家庭で取っていただく、そのときに格安で買えるクーポン券を配布いたしまして、それを活用してぜひ、飲み会とか今自粛の中でありまして、ぜひ各家庭で楽しんでいただきたいということの仕組みでござい

ます。予算といたしましては、クーポン券代380万円に商工会の事務費を加えまして、それで①と②合わせて900万円の商工会への補助金ということでございます。

予算書のほうに戻っていただきまして、今ご説明申し上げたのが6款商工労働費でございます。15ページをお願いいたします。

9款教育費でございますが、1項教育総務費3目教育振興費でございます。消耗品につきましては、マスク代63万6,000円でございます。

4目スクールバス運行事業費でございます。これが150万円計上でございますが、これは田麦千刈のスクールバスの関係でございまして、今現在シルバー委託しておりますけれども、これをタクシー事業者さんをお願いしたいという予算でございます。人不足の中で安定した運行形態を確保するという意味合いと、それから併せて、このたびのコロナウイルスの影響でタクシー事業者さんも大きな打撃を受けております。その対策を兼ねるという意味合いから予算計上でございます。

2項小学校費でございます。これにつきましては、1人1台のパソコン整備をにらみましての、12節では委託料でネットワークの整備委託1,200万円、それから17節備品購入では80台分のパソコンであります。小学校児童用パソコン80台、それから教師用が14台、液晶のプロジェクターが11台、そういったものを購入いたしますのが2,800万円の予算でございます。それから、14節工事請負費につきましては、昨年繰越し事業でエアコンの整備は終わったわけですが、3学年につきましてクラスが増えました。それで1台足りないということで、300万円の追加工事でございます。

続いて、歳入、7ページのほうをお願いしたいと思います。

まず、地方債の補正でございます。ネットワーク整備事業の関係で360万円限度額で起債でございます。65%の交付税算入ということになります。

それから、次のページ。歳入でございますけれども、14款国庫支出金2項国庫補助金でございます。

1目総務費につきましては、特別定額給付金の関係事業費、10分の10の補助率でございます。

2目民生費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の関係で、これも10分の10の補助率ということでございます。

7目教育費につきましては、まずネットワーク整備の関係では800万円が基準額となっております、その2分の1の補助ということで400万円。それから、パソコンを購入する関係では、先ほど80台購入と申し上げましたが、そのうち48台分が補助対象になりまして216万円が国庫補助ということになります。

それから、9ページをお願いいたします。

15款県支出金2項県補助金でございます。これはきのこ王国の支援事業補助金ということで、2分の1。371万円でございます。

18款繰入金1項基金繰入金でございます。財政調整基金につきましては、コロナウイルス対策の関係で財政調整基金の取崩しを行います。3,463万円。今後、国の交付金のほうがはっきり決まってくれば戻入れできるかなということでございます。それから、その下の教育施設整備基金でございますが、これはパソコンの整備の関係で3,300万円の基金の取崩しということでございます。

21款村債でございます。これは学校教育施設等整備事業債ということで、ネットワーク整備、360万円の予算計上でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） お願いします。11ページの、本日の議会のメインになりますけれども、負担金補助の特別定額給付金5億4,060万円計上されております。報道によりますと、早いところでは5月から手続が始まるというような自治体もあるようですけれども、関川村の場合の予定につきまして、今時点で分かる範囲で結構ですのでご説明いただければと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、スケジュールをお答えいたします。

関川村につきましても早い時期にということで取組をしているところですが、具体的に申し上げますと、申請書の郵送を13日にはできるかなということで今準備を進めております。よって、最短で19日の振込ぐらいが最初かなという想定をしております。

オンラインの申請につきましては、まだサイトが出来上がっておりませんが、国のほうでは、あしたあたりにはできるのかなというような報道もありますが、それができれば、マイナンバーカードを持っている世帯主の方がいらっしゃれば、それはもっと早く開始になるかなというふうに思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 伊藤議員と同じような内容なんですけれども、もう一つ、子育て支援、臨時特別給付金、これも同じと考えてよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 子育て世帯への臨時特別給付金につきましては13ページに計上してございますけれども、これにつきましては、児童手当が年3回給付されることになっております。次の給付日が6月に予定されておりますので、6月10日の定時の給付金の交付日に合わせて交付したいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 先ほどの伊藤議員の質問と内容は同じなんですけれども、まだ今の総務課長

の説明ではあやふや、はっきりした日にちが出ていないような感じがするんですけども、ずばり市民の手に届くのはいつになるか、はっきり今言えないかと。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ご説明がちょっと悪くて申し訳なかったんですが、13日の申請書の発送を今予定しております。それで、翌日には各家庭に届くかなというふうに思っております。それですぐに申請していただければ、最短で19日とか20日とかその辺の日にちになるかなというふうに思っております、例えば届いたときにすぐ郵便局に行ってくれと、郵便局のポストに入れてくれということですが、役場のポストに入れる方もいるかもしれません。そういう場合はすぐ対応いたしますので、最短では19日ぐらいになるかなというスケジュールを予定しております。オンラインにつきましては、国の制度がはっきりすればもっと早くできます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木です。

学校関係で、1人1台パソコンということで80台購入とございますけれども、この80台購入で生徒全員に行き渡るといっていいのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） お答えします。

80台というのは、小学校の5・6年生がまず先にやるということで、今回の補正予算では小学校5・6年生分であります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 実は今回のコロナウイルスのことで学校は休校になっているということで、もし1人1台パソコンが各家庭に持ち帰ってオンライン授業ができる可能性というのはあるのでしょうか。それとも、システムというのも学校内だけであって、外に向けたラインをつなぐというのはまた違うオンラインでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） お答えします。

今回、学校に配備するものは校内で使うものでありますけれども、国のほうでもこれから今追加補正ということで、前倒しで小中全学年にタブレットを配付するような計画もあるというふうに聞いておりますので、いずれそういう、うちへ持ち帰れるような、セキュリティ対策等は取りまして持ち帰れるようになるのか、あと、学校からオンラインでやれるふうにそこまで持っていくのかとか、その辺のこれからまた国のほうの動きを見ながらこちらのほうも対応していければと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 先ほど総務政策課長から説明いただきましたけれども、村の新型コロナウイルスの緊急支援策ということで、大きな1番、2番は村単独の取組ですけれども、非常にきめ細やかな制度をいろいろご検討いただいたというふうに感じておりますが、温泉とかのそういう業界関係の方々には軒数も少ないですので周知等はそれほど、何ていうんでしょうか、直接各事業所に当たることはできると思うんですけれども、特に1番の上下水道料の減免とか村税の納期猶予ですとか、これらは広報せきかわにも当然書かれるんでしょうけれども、そのほかに何かチラシとかそういうことでの、何ていうんでしょうか、高齢者でも見やすいようなそういうチラシの配布等をご検討されておりますでしょうか、お伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 今のご質問にお答えいたします。

広報せきかわ、あるいはお知らせ版、それを基本としながらチラシもまた別に配布をするということを考えていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ぜひ、特に高齢者の方とかそういう方々もすぐ、ああこういうことをやってくれるんだなということで理解できるような、見やすいチラシなどご検討いただければと思います。よろしくお祈りいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

この資料の質問でございます。今日配付された資料の内容の質問でもよろしいですか。5番のマスク等の確保とありますけれども、これが小学校1,100枚、保育園120枚、福祉施設1,200枚となっています。小学校なんかは特に子供の数いっぱいなので1,100枚。これどういう使い方をするのか。各家庭で子供にはマスクをさせて学校へは登校させていると思うんですけれども、学校でマスクを準備するということは、もう家庭ではしなくてもいいと、そういう考えなんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） ただいまのご質問にお答えします。

今回配布するマスクにつきましては、布マスクということで洗ってまた使えるということで、1人2枚配布できるようにということで小中学校に配布しますので、それ以外に各家庭でのマスクも当然あるわけですので、そちらのほうも使いながら、不足するところを今回の配布するマスクで使っていただこうと、そういう考えであります。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

私も別紙の資料の中から質問でございます。2ページの飲食店応援事業補助金のデリバリーラン

チ補助事業ということで、お聞きした中ではもう既に村内の飲食店からお昼の弁当を取ってという事業者の方もいらっしゃるようであります。どのように周知して、先ほど広報または別のチラシでというお話もありましたけれども、そういったようにチラシ等で周知していくのか、それからいつからこれは始められるのか。また、期間については予算に達した時点までという解釈でよろしいのか、お聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、飲食店の応援事業の説明をさせていただきます。

今回この事業につきましては、商工会が事業主体となって進めていただくように調整をさせていただいております。本日、この議会終了後に再度詳細の詰めに入らせていただいて、開始時期の決定をさせていただき予定としております。なるべく早期に実施できるように調整をさせていただきたいと、こういうふうに考えております。

また、周知の方法についてですが、既にこういった事業を行った場合に企業として取組めるかというようなことを、村内の従業員を多く抱えているような事業体のほうには連絡を取らせていただいております。なるべく商工会さんのほうにも早くこの事業に取り組んでいただけるように調整を行っていきたいと思っております。

また、事業費に達するまでこの事業は継続でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田です。

私確認ですけれども、15ページなんです、学校管理費で、特定財源、その他3,300万円上がっていますけれども、これは基金の繰入金のようなんです、さっき課長の答弁で今政府のほうでもこういうあれを推進していこうという方向で動いているようなんですけれども、事前に村がやってしまった後にこういう補助の対象になるということで、事後報告で補助対象になるものですか。大丈夫ですか。今は補助対象の事業がなくて、村費で貯金を崩してやろうということだと思うんですけれども、国で補助事業をつくった場合に対象になるのか。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 財源の関係でありますので私のほうからお答えさせていただきますが、今回の補正につきましては、コロナウイルスとはまた別個で、1人1台のパソコンの整備というのが基本でございます。それで、なかなか国の補助もご覧の説明のとおりあまりいい補助率はございません。それで基金の繰入れをするわけでございます。今後コロナウイルス対策と併せて、先ほどご質問にもありましたとおり、家庭でも例えばパソコンで授業ができるとか、そういったことを構成するのはまた別個かなというふうに考えておまして、このたびは国のほうで調整した財源調整になってございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 国のほうで調整しているということは、いずれそういう補助事業になるよとなった場合に対象になるということで考えてもいいですかね。そうではない。まるきり単独でいくんですか、村費で。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 今後補助になるということではなくて、今の整備をするのを国庫補助が入るものはなるべく入れますしということですので、今後のことはまたこの後ということになるかと思えます。今回は、ネットワーク整備と1人1台パソコン整備、これ何年かけて整備をすると、今計画でございますけれども、これがコロナの関係で前倒しになるということも想定はされますが、それはまた別ということでございますので、よろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 村の支援策の資料に関しましてもう一つお願いします。

2ページの（4）②割引クーポン発行事業がございますが、これは一般家庭向けの事業になっております。願ひ的になるんですけれども、村内の各集落あるいは……集落が主ですね。春先の総会ですとか春祭りとか、恐らくほとんど中止にした集落が大多数であったように聞いております。個人の消費喚起ということであればちょっと集落とかは、ちょっと趣旨からは若干外れるのかもしれませんが、本来集落で予算化していたものが恐らく使わずにきたところはかなり多くあると思えますし、また、今後コミュニティーの総会なども場合によっては中止。そうしますと、懇親会等で予定した予算も使わずにということになるかと思えますけれども、今後順調に改善の兆しが見えたときに、夏以降とかそういうときに集落の今後秋祭りとかいろいろな行事があると思えますけれども、そういう集落の行事に対する支援といえますか、割引支援ですね、そういうことの今後の可能性についてはいかがでしょうか。お聞きします。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問ですが、ありがとうございます。

今、一般家庭、外出自粛というこの状況下の下における消費拡大という格好で組ませていただいております。今後終息に向けてという格好でございますが、その終息の時期を見極めた中でまた別途対応を検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

14ページの商工労働費の中の観光振興対策費で教えてください。温泉旅館の経営を支援するための補助ということで、月15万円を上限とし、4～6月の3か月間を実施とありますが、まず1つ、4月から6月と期間を決めた根拠といえますか、ある程度6月ぐらいまでの入り込み客を現状把握

された上でこういうご判断をなさったのかということと、それから、さらに今後宿泊客の入り込みが見込めないと、7月以降もそういう場合にさらにこの措置を延長する可能性があるのかどうか。それから、対象旅館13軒というのは、これは温泉旅館組合……

○議長（渡邊秀雄君） 加藤さん、一問一答でお願いします。村長。

○村長（加藤 弘君） 4月から6月までといたしましたのは、ご案内のとおり政府もあるいは県も無利子無担保等の融資をやっておりますが、すぐ融資につながっていないという現状の中で、取りあえず、今、当面の資金が必要になってくるということの対応として、最終的に、例えば県であればセーフティーの融資は3,000万円でしたかね、そういうものが借りられれば資金は回転するんですが、それまでに資金がショートするということを防がなければならないと。主に出てくるのが固定費ということなので、3か月あればその辺の対応はできるのかなということとこういう期限を設けたところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

それから、さらに今後の宿泊客の入り込みが見込めない場合、7月以降もということは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まずは、この辺の状況が村だけの問題じゃなしに観光業界全体の問題になってきますから、多分、国あるいは県の今の事業立てで果たしていけるかどうかという問題があると思います。そういうことからしますと、国もこれまでの事業について当然検証をしなければならないと思いますから、基本は、国、県が様々な施策を講じた中で、そこで足りない事業、村に置き換えたときにちょっと抜けているなところについて考えるというのが基本的な考えでございますので、国等の対応の状況を見ながら、必要あればこれを延ばすのか、あるいは別の対応をするのか、それはそのときその状況を見ながら考えていきたいと考えています。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(渡邊秀雄君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時53分 散 会